

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第 14 項の規定により公表する。

令和 3 年 5 月 28 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 大 島 洋 一

記

第 1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

## ○定期監査

【令和3年4月13日付け上監委第68号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>○雨水管理費</p> <p>古川排水樋管排水ポンプ修繕工事、古川排水樋管修繕工事について、排水ポンプを設置したものであるが、契約を3分割し、それぞれ1者随意契約としていた。このことについて照会したところ、「平成29年の台風時に稼働までに2時間かかり、迅速な対応ができなかったため、地元からの要望を受け排水ポンプを常設することとなり、台風に備えるため緊急で行う必要があった。」とのことであるが、必要性が予見可能な場合については計画的に手続きを行い、適正な契約事務となるよう改められたい。</p>	<p>○改善・対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内容や契約手続きの適正を確認し、工事業種が異なるなど、分割して発注する必要がある場合は、所属長がその必要性を判断する。</li> <li>・緊急性が高い修繕が発生した場合は、直ちに所属長に報告し、契約課通知である「緊急を要する発注について」の内容に従い修繕の発注を行う。 【実施日：令和3年4月14日】</li> </ul>
	<p>○再発防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行にあたり、不適切な事務が発生しないよう、経費執行伺いの段階で、担当者から業務内容についての報告を徹底させる。 【実施日：令和3年4月14日】</li> </ul>